2009年4月30日 第8号 発行者 瀬川 信久 編集者 大嶋 明子

消費者支援ネット北海道 ニュースレター

(Hokkaido Consumer Net 愛称:ホクネット)

【目次】

景品表示法学習会

・・・・・・1 ページ

- · 内閣府主催「消費者 団体訴訟制度意見 交換ミーティング」 が終わる
- (表現で) (記載で) た! ~ 適 格消費者団体認定 に向けてのミーティ

・・・・・・2 ページ

・継続的取引グループ での活動内容につ いての感想

・・・・・・・3ページ

- 衆議院消費者問題に 関する特別委員会 地方公聴会
- 総会のご案内 会費納入のお願い 編集後記

・・・・・・・4ページ

景品表示法学習会

~ 具体的な違反事例の紹介でわかりやすく! ~



学習会に 参加した 検討委員 の皆さん

3月13日(金)ホクネットの団体訴権学習会として公正取引委員 会事務総局北海道事務所取引課長の筒井秀樹氏に景品表示行政につい てお話していただきました。

景品表示法の概要・運用状況と消費者取引適正化への取り組み・違 反事例の 3 項目について具体的な事例を紹介して分かりやすく説明内 容でした。

その一例を紹介すると、平成 20 年 10 月 28 日までに景品表示法 事件の処理を受けたのは、排除命令が コピー用紙の古紙配合率 デトックスによる痩身効果を標ぼうする商品 キャビアの品質及び 原産国 IP電話の料金などに関する不当表示で22件、警告は名水 使用を標ぼうするそうめん等に関する不当表示など 8 件、注意を受け た表示は 271 件以上あったそうです。

事件後の処理は、排除命令が確定した後その事業者が命令に従わな い場合に、事業者の代表等は2年以下の懲役又は300万円以下の罰 金、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられるそうです。

また都道府県知事は違反している事業者に対し、違反行為を止める こと・これに関連する公示を指示することが出来るそうです。

警告の事例

9品目のひな人形セットが実 際の販売価格に比して著しく高 い価格を比較対照価格として表 示。

*お詫び…前に掲載していた事例の説明 と写真が一部違っていましたので、 あらためてお詫び申し上げます。

景品表示法違反事例 有利誤認違反で排除命令

牛のサーロインステ ーキと称する商品

·!P電話サービス

内閣府主催 消費者団体訴権制度意見交換ミーティング」が終わる

社団法人北海道消費者協会 統括マネージャー ホクネット 検討委員 田原 太



3月6日(金)午後2時から、札幌市教育文化会館にて内閣府主催の「消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング」が開催されました。

はじめに内閣府、公正取引委員会より消費者契約法、景品表示法の改正について概要説明がありました。これまでは、適格消費者団体は消費者契約法に基づき、事業者の不当勧誘行為(不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知)、不当条項について差止請求を行うことができましたが、さらに対象範囲が次の通り拡大しました。

まず、景品表示法は4月1日に改正法が施行され、不当表示(有利誤認、優良誤認)について差止請求が可能となりました。また、特定商取引法に基づき不当勧誘行為(不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等)、虚偽・誇大広告、不当特約について差止請求が可能となりますが、こちらは、改正特定商取引法の施行日(本年中)からとなります。

活動報告では、ホクネット事務局の大嶋さんより、一昨年の設立準備から現在の検討委員会の活動について報告があり、パネルディスカッションでは、ホクネット検討委員会の町村教授、竹之内弁護士、番井司法書士がパネリストとなって、今後適格消費者団体が行える範囲が差止請求から損害賠償請求まで拡大することが検討されていることを踏まえて、その際の運用方法や問題点等について意見が出されました。

現在、適格消費者団体認定へ向けて、検討委員会での活動も活発となっています。委員は「継続的取引グループ」と「情報通信グループ」に分かれて、主に賃貸借契約と携帯電話契約について不当条項等の検討をすすめています。私も委員をしていますが、正直ついていくのがやっと…という感じです。委員の皆さんの熱心な姿勢には感服します。会員の皆様には、今後もホクネットの活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

有意義でした!~適格消費者団体認定に向けての説明会~

意見交換ミーティング終了後にほくろうビル2階会議室に会場を移し、ホクネット関係者と内閣府消費者団体訴訟室加納室長と西脇事務官に適格消費者団体の認定の申請についての質問をし、説明を受けました。

そのなかで、適格消費者団体の認定に向け、いくつかのポイントが示されました。

- 1つは活動実績。「ガイドラインでは、2年以上継続されていることが必要としている。中でも、申入れ活動を重視している。事業者団体への申入れや特定商取引法上の申出も実績となり得る。」
- 2つめは組織体制。3つ目は経理的基礎の問題など。

その他は北海道独自の課題への取り組みなどが評価の対象になるなど、非常に貴重な情報が得られ適格消費者団体を目指しているホクネットにとり、大変有意義な説明会でありました。

(記・事務局 大嶋)

継続的取引グループでの活動内容についての感想

簡裁訴訟認定司法書士 ホクネット検討委員

柳 和志

私は、昨年から消費者支援ネット北海道の活動に参加しています。

消費者支援ネット北海道は様々な活動をしていますが、その中で私が参加しているのは、継続的取引契約の契約内容を検討するグループの活動になります。

昨年から主に賃貸借契約書の内容を検討する活動を行ってきました。

その検討活動の中で感じたことを3つ述べたいと思います。

賃貸借契約について

賃貸借契約のトラブルが起きる原因の1つは、賃貸借契約締結段階で賃貸人が圧倒的に優位な 状態で契約を締結できることにあると思います。

通常多くの賃貸借契約は、賃貸人が仲介業者又は管理会社などの代理人を立てて契約を締結しています。賃貸人は専門的知識を有する代理人を立てて契約を締結できるのに、賃借人は全く専門的知識を有しないまま契約を締結します。

このような実情を考えると、賃貸借契約は、賃借人が賃貸人と対等に契約を締結することが困難な契約であると思います。

賃貸借契約書について

賃貸借契約書を検討すると、明らかに消費者契約法に反するような条項が使用されています。 最初は賃貸借契約書に、消費者契約法に反するような条項が堂々と使用されていることに驚きま した(今まで賃貸借契約書を読んでいない??)。

また、明らかに消費者契約法に反すとは言えないが、反する恐れがある条項も存在しました。仲介業者等は、実際に使用することのない条項であると言うかもしれませんが、賃借人に与える心理的な影響は大きなものとなるに違いありません。

このような、不当な条項は実際に使用しなくても改善すべきであると思います。

検討活動について

知識、見識、経験が豊富な方々と検討活動をしているので、検討委員会が終わる度に、自分の 勉強不足を痛感しています。

今後も検討委員会の皆さんと共に不当な継続的取引契約を検討し、少しでも消費者トラブルの未然防止に役に立てればと思います。



通報ダイヤルで 賃貸契約のトラブル を受け付けました

プロフィール

1974年5月15日生 浦河郡浦河町出身 平成16年10月 司法書士試験合格 平成18年6月 やなぎ司法書士事務所開業

司法書士になった動機

4年間会社員を経験する。 しかし、性格的に会社員は 無理と悟り司法書士試験を 受験する。 ◆◆*





~ 衆議院消費者問題に関する特別委員会地方公聴会~

終了しました!

4月6日、ロイトン札幌で開かれ、船田 元(自民)、やまぎわ 大志郎(自民)、仙石 由人 (民主)、北村 茂男(自民)並木 正芳(自民)、泉 健太(民主)、小川 淳也(民主)、田名部 匡代(民主)桝屋 敬悟(公明)、糸川 正晃(国民)の各氏が派遣委員として出席されました。

また、意見陳述をされたのは次の方々です

池田 清治(北海道大学大学院法学研究科教授)

渡邊 三省(札幌市市民まちづくり局市民生活部消費者センター所長)

橋本 智子(北海道消費者協会会長)

砂川 敏文(帯広市長)

総会のご案内

平成21年度消費者支援ネット北海道通常総会を下記の日程で開催いたします。

と き 6月20日(土) 13:30~14:30

ところ 札幌エルプラザ 4階 大研修室

*議案書、書面議決書などを6日頃までに送付します のでご確認をお願いします。

公開セミナー

「消費者団体訴訟制度の新しい展開」 ~消費者·事業者がともに知っておきたいこと~

総会終了後(15:00~16:30)にセミナーを予定しています。詳細、申し込みにつきましてはチラシ、ポスターをご参照下さい。

平成21年度会費納入のお願い

新年度となりましたので、会費の納入をお願いします。(口座振替または現金で)

個人正会員 一口 2000円 個人協力会員 一口 1000円

メールマガジン配信について

会員の皆様にメールマガジン「**ホクネット レター**」をお届けします。

月に一度〈らいを予定していますが、会員の 方でまだメールアドレスを登録していない方 はメール、ファックスでご連絡下さい。



編集後記

春の日差しとともにクロッカスや水仙が咲き始めました。日増しに濃くなる緑とともに毎日が楽しみになる季節の到来です。新年度がスタートし新たな気持ちで取り組むことも多いと思いますが、

厳しい現実にぶつかることも・・・・・ ちょっと立ち止まり、花を愛でながら 一息つくことも必要ですね。

外に出て、深呼吸を・・・・ (k.T)



NPO 法人 消費者支援ネット北海道

(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F

TEL: 011 - 221 - 5884 FAX: 011 - 221 - 5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp URL

http://www.e-hocnet.info/